

續て商工費中の商工振興費で、商工振興費に要する経費の関係であり、商業施設補助金交付金規定に基づきます補助金であり、三つの商店街からそれぞれ要望がありましたものについての補正をお願い申し上げるものであるとの説明に續いて、第一点目は日光通り商店街装飾灯新設工事補助金であり、日光通り商店街については拜島駅前通りから拜島映画館前を経て国道一六号線に至るまでの所で、福生市の区域内に商店を隔える方により構成されておるところである。今回、事業費でございますのは三灯式の装飾灯十六基、一基二十六万五千円とのこと。既設のものは九年をたったとのこと。

二点目の牛浜商店街装飾灯新設工事、これは牛浜の東側に結成されておる牛浜商店街で既設のものを取りかえたいという御要望があり、三十五基のうち二灯式のものであり、一基当たり単価十八万七千八百二十円という単価になっており、既設のものは昭和四十三年に設置されたものであり、相当古くなって危険になったので取りかえたいとの要望でございます。

次の三点目の福生商店街協同組合装飾灯修繕工事補助金で、装飾灯のポールなどが落し及び塗装あるいは頭部のグローブのクリーニング、水銀灯の交換

といった内容の修繕が対象となる。装飾灯は四十基で今回要する費用は一基当たり二万四千円というところであります。以上が商工振興費の補正をお願い申し上げます。

また理事者より、建設部関係の補正の内容についての説明があり、今回補正をいたします内容の一つは、市道の改良に伴いまして雨水管の改修工事が出たので補正をしようとするものと、すでに御案内にある福生駅の広場に公園あるいは自由通路の改修に伴う経費をお願いしようとするものでありますとの説明。市道工事に要する経費三千九百八十五万円、これはすでに予算があり計画してございます福生の保健所から郡市下水路の羽村境までの打ちかえ工事でございまして全部で六百八メートルほどあり、その間の打ちかえを三年計画で東京郡の補助を持って整備する。そういう形で当初予算を計上いたしました。その後、工事に伴います調査を行ったわけですが、その調査の中でこの雨水排水の施設が大部分朽化し、特にヒューム管に亀裂が入っている箇所が多く見受けられ、全線にあたるこの雨水管の布設がえの必要が出てきたためであり、管径は三百ミリから五百ミリの排水管であるとの説明がありました。

それから二点目の福生駅広場公園あるのは自由通路の改修工事ですが、自由通路の改修工事として六百万円、食糧費として二十万円、これは渉外的に経費にあたるために予算を計上したとのこと。今年度、ほか八千九百万円の債務負担行為を起ころせていたといっており、したがって都合現時点では九千五百万円の工事費という形で国鉄と協定したとの説明がありました。

次に福生駅西口広場公園の経費として九千万円は駅舎等の機能補償料で、これも総額は二億四百万円で今回協定しようとするものである。そのうちの六十年で消化する予定工事量が九千万円を見込んで、残り一億一千四百万円については債務負担というふうな形で後年度に負担をお願いするとの説明がありました。

委員より、市道改良工事に三千九百八十五万円、この件につき当初でどういふ計画であったか、その辺をお尋ねしたいとの質疑に、理事者より、当初計画の中で三カ年で一応整備していくと六百八十八メートルほど、そのうち二百七十八メートルにつき打ちかえをする形で予算としては千四百万円を計上したところで、その後、地下の問題でどうも排水に少し問題があったようで、調査したところ、排水管の老朽化と申しますか、ひび割れの部分が発見され全線にわたって布設がえということ

で補正を組まなければならぬということになったとの説明がありました。

また委員より、装飾灯の件の補助金につき日光通りは九年たって新しく取りつけるようであるが、補助金を出した場合、年数は決められていないのかとの質疑に、現在の規定の中では期間については明文はないが、ただ一時的に設置したものは補助金はないという程度の規定はございます。この点につき、内部的に期間などの問題も含め検討したいと考えておりますとのことで、従前の例から見ると十年程度の目安でということをやつておるとの説明があり、装飾灯が危険を伴うような状況にまで立ち当たつてはいけぬということも配慮に入れて考えているとの説明がありました。

委員より、十年をのどにということですが、まだはっきりした規定はないようですが、最近エスカレーターで立派なものになつてきているが、危険ということもあるのです。お話をしたようですが、そういうことも含めて検討していただきたい。また昔と違ってかなりよいものになつておるので、補助金も少しプラスすることを考えてもらいたいとの要望がありました。

また委員より、西口広場の公園の問題と橋上駅の自由通路について障害者も通行できるようにシステムがでないか。また障害者のトイレをひとつお願いしたいとの要望があり、理事者より、障害者対策でございすが、エスカレーターとか、そういうものができればと考えています。費用がなかなかあり、実際的にはどうしても手すり等をできるだけ障害者用を配慮してつくり、点字ブロック等のようなもので階段の始めと終、ありという所に表示できるように配慮をする。また広場公園の整備の中で行う一部便所の新設工事は障害者用もつくる予定との説明がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田浩男君) 次に厚生委員長 赤星行人君、赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名によりまして議案第九十三号のうち厚生

委員会所管分につきまして審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

理事者よりの説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、児童福祉費の中で民間保育所の職員の期末手当援助費はどの保育園などの質疑に対し、理事者より、東福保育園である。本年四月にすでに三歳未満児の増により二名増員していた。さらに七月一日で保育率が変わり、もう一名増員したとの答弁がなされました。

また委員より、学童保育関係で、こし四月の時点から学童保育に入れなかった例が相当数あったが、現在これについてはどうなっているか。根本的な対策としてはどのようなことを考えてきたかとの質疑に対し、社協とも協議して実際には熟慮に行き子供も入り出席率が六五%くらいなので現在の定員四十名を定員四十名にすると指示した。現在は三十四名が入れないという形だが、この方たちは措置条件に合っていない祖父母や兄弟がいる。また保護者の勤務が二時か

う三時半ぐらいまでということを入所の要件に合わない方がいる。現在の施設は九十平米を基準としていたので増員は無理と思う。福祉だけでは結論は出ない問題だが、田園会館の児童館的な活動でかなり来ているので、各地域会館のコミュニティー施設として児童向けの活動をすればかぎっ子だけでなくすべての児童が楽しめるような方を策を打ち出さるのではないかと市全体として地域会館のコミュニティー施設のあり方を考えなければならぬが、そういうあり方も担当としては頭に描いているとの答弁がなされました。

また委員より、希望者がすべて行ける児童保育に限らず、地域での活動という形のものが出たと思う。出席率が六五%で実質やっていくということなら約六十名の枠に達すると思うが、そういう対応をするのかとの質疑に対し、理事者より、日によって出席率がまちまちで平均六五%ということであるから必ずしも六十名にするというわけにはいかない。今後、その点を検討したいとの答弁がありました。

以上のような査査の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます、査

査報告いたします。

○議長(森田治男君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 各委員長より懇切丁寧な説明をいただきましたので、本日に

委員会に出席しているかごとくよくわかるわけですので、査査報告書も提出されておりますので、補足説明でございまして、できればもう少し簡潔でも結構じゃないかと、このように御要望申し上げます。

○議長(森田治男君) ほかになければ以上で質疑を終わります。

これより議案第九十三号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は各委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第九十三号は、各委員

長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第九十四号 昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)と議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので議案第九十四号 昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第二号につきまして委員会における審査概要を御報告いたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本案不審査に先立ち担当課長より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、現在、退職被保険者の対象人員は何人か。また厚生省が一番最初に計算した福生市の対象人員は何人か。その差は明らかになっているかとの質疑に対し、理事者より、

① 対象者は実際は国が考えた対象者の六四%程度

しかいなかった。当初は保険対象者の約一〇%と言われていたのが福生は一千五、六百人という考えもあったが、実際には十月スタート時でも百五十四人だった。五十九年度決算では平均の対象として八百二十七人である。今回、過年度分として追加交付された精算交付金はこの対象人員を考えている。現在の実績は九百七十四人で、この中には年金受給者に扶養されている方も含んでいるとの答弁がなされました。

また委員より、当初見込んだ保険税の歳入はどんな状況かとの質疑に対し、理事者より、現年度は十月末で四・四四%、滞納繰り越しは一五・五五%でトータルすると四・五一%である。五十九年十一月は五・八六%だったので八%程度下がっているとの答弁がなされました。

また委員より、下がっている原因は何かとの質疑がなされ、理事者より、五十九年度は仮算と本算の二本立てで、仮算では返していく分まで仮定で徴収し、後半で返すという形をとっていた。本算の時期は十月だった。六十年度から本算一本で八月一日が本算日という形に変わったということもある。大変厳しい状況だが、年度末を控え収納対策を立てて努力したい旨答弁

がなされました。

また委員より、人数に余裕がある課から徴収に回る、あるいは国保と市税は別物だが、横の連絡がとれるよう今手ごと違った体制も必要ではないかと考へるのを検討してほしい。課税されたものは公平に徴収するという姿勢を貫いてほしいと要望の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、委

員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第六、議案第九十五号、昭和六十年年度福生市

受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第九十五号、昭和

六十年年度福生市受託水道事業会計補正予算第二号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず理事者より説明があり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ三千九百八十九万円を追加し、歳入歳出それぞれ六億三千二百四十二万九千円と定めようとするものであるとの説明の後、水道改良費二千三百六十九万円を追加し、これは工事請負費で配水管増径布設工事二千二百万円。これは経路変更したことに伴う増額であり、三百ミリ鑄鉄管を約二百七十一メートルほど埋設するための工事であり、第三浄水場の六、七号配水ポンプの取りかえ工事で百六十九万円の追加であり、また自動回路等を組み込んだため当初予算で三百万円ほど予算をとり、それに百六十九万円を追加いたしまして取りかえ工事をするものであるとの説明がありました。

次に水道建設費で一千六百二十万円の追加をし、計一億百十三万七千円とし、これも工事請負費で配水管新設工事のうち、一つは、現在、国道一六号線の拡張工事の進捗状況に合わせて一部布設する工事で二百五十三万の鑄鉄管、約百七十一メートルほど布設するための千三百二十万と野焼きの関連で秋川市草花二番地先の七十五ミリ鑄鉄管、約百五十一メートルを布設するための工事費三百万円、計二千六百二十万。したがって三千九百八十九万円の追加をし、歳出

合計六億三千二百四十二万九千円とするものであるとの説明の後、質疑に入りました。

委員より、この配水管増径布設工事に二千二百万円ですが、当初の計画のものは経路の変更に伴うものとの説明があったが、経路の変更をしなければならなかった事情の説明と国道一六号線の拡張に伴う新設という理由をお聞きしたいとの質疑に對し、理事者より、一点目の経路変更に伴う改良費の件は、この場所は第二中学校の青梅線寄りを下がりまして五丁橋のもとへ出て行き八高線の下をくぐる工事で、この所を当初通常の幹線計画によりその経路を予定したが、一中前のベッスル教会の下から踏切に至る所に石綿管と鑄鉄管が入り、その鑄鉄管が現在のようないでメントライニング管であり、その中で中に赤さびが発生するという管でございまして、それと石綿管がありましたので今回工事をするのにその方の取りかえを念々の管路がもう少し長くなるが改良もできるからあわせてやった方がよいということになり、青梅線に走っており、またそのベッスル教会の所から八高線と同じ所に走り、これが幹線二四号線という五丁橋から上がった所と突き当たるといふことになりましたので、改良を兼ねたルート変更をさせていただき、したとの説明がありました。

また一六号線については新設かとの御質問ですが、この場所は国道の拡張が倍

近くなるわけですが、この位置は、現在、瑞穂側から来て拜島駅の武蔵野橋の左側の
今民家が相当移動しているその部分は、元来国道を横断して給水管が入っているが、
排水管が入っていないので、この民地買収が二軒ほど残っている中で進行しており、下水道とも
あわせて民地が移動したところで埋設していきたいということであるとの答弁がありました。
また委員より、水道管の新設における野焼きの所ですが、前に行政区域の変更
というところがあるので道路工事でも水道も早くやることはいいのではないかと等々の全協のこ
うにお話したことがあるが、理事者も、水道は間に合うことは間に合うんだかと言つて
いたが、このように水道工事をされるということは政治的な面である程度行政区域の変
更というものを大体見通しがついたというが、そういうこともある程度含んで水道管の新
設をされたと解釈するのですが、この質疑に対し、理事者より、境界変更の問題で
すが、まだ内容については、この辺で線引きをしようと決めたところまでは行っておりません
が、なるべく多摩川の線を境にとにかくお話は向こうに申し上げていくとの答弁があり、また
理事者より、御指摘いただいたように、当然、そういう行政界の変更といったものの含
みを持ちまして、市の方としては水道の問題、あるいは、これから起こる道路整備の問
題といったものについて対応していかなければならないし、現在、水道の問題についてはあやこ

まで個人が引いてある水道がございますので、その水道に対応して市の水道を整備し
た段階でそれぞれに切りかえる、そういう形で地元と関係者との話を話めておりますとの
答弁がありました。

委員より、配水管の予定ということで工事をする場合、場所によっては非常に狭い
所があり付近の住民に迷惑のかかるということもあるわけですが、そういう場合にどういう方
処で工事を進めるか。水道工事をする所で道路復旧がどういうふうなことで復旧
するように指示しているか。その質疑に理事者より、水道管を入れる場合、広い所
ばかりではなく非常に狭い所もあり、地域の住民の皆様にもその都度御迷惑がかかる
わけですが、掘るなりはなうなり場合には、その断面構成からいきますとほかの排水
下水管とかガス管とか、いろいろ入っているわけですが、その設計してきた状況で埋設する
ので埋設者とその関係協議をし、位置を決めて行って、また近くの方などにもその御
説明を申し上げ、できるだけ短い期間で工事を完了したくように心がけているとの説
明があり、また道路復旧ですが、これは通常の形では復旧は仮復旧ということをや
り、その日に掘ったところの日に埋めて仮舗装をして砂利が飛散しないような方法と
り、その後、本復旧ということを舗装するとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第九十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事第九十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時十五分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長として報告いたします。

(井上議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君) ただいま報告された議事一件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました

議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

追加議案として市長から工事委託契約の同意案件が送付されましたので、その取り扱いについて協議した結果、本日の日程第7議案第978号の原則に追加し、先議し即決することと議運としては決定をいたしました。

以上、はなはだ簡単でございますが、御報告申し上げます。よろしく願いを申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終りました。

新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつ新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 追加日程第一議案第979号「青梅線福生駅自由橋改良工事委託契約を議題といたします。

本案について提案不理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をうけうございましたので、議案第979号「青梅線福生駅自由橋改良工事委託契約」につきまして提案不理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件の自由橋は御案内かと存じますが、昭和五十一年度に青梅線福生駅構内に東西の連絡路といたしまして新設をいたしましたものでございますが、このたびの駅の橋上化に伴いまして利用者のな一層の利便に供し、福生市の中心地としてふさわしい自由橋にするため改良工事を施行いたそうとするものでございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく提案申し上げます。

それでは、まず当該工事の概要につきまして説明を申し上げます。

本工事の主なものといたしましては、現在の自由橋の幅員は四メートルとなっておりますが、これを五メートルにメートル拡張をいたし五メートルにいたしまして、西口に降りております。